

日液協第28～31号

平成28年6月1日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会  
事 務 局

平成27年度METI・ガス安全室立入検査結果（第4四半期分）について  
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度の立入検査（第4四半期分）の結果が5月27日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、担当官による口頭注意が3件となっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

**経産省ホームページ掲載アドレス**

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2016/05/280527-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/05/280527-1.html)

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

## 平成27年度立入検査等の結果について(第4四半期分)

### 1. 立入検査の結果

	立入検査実施日	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成28年1月22日(金)	東横化学株式会社	相模原事業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保安業務規程は、変更認可後の施行日を記入し、保安業務計画書までを含んだ最新のものを各事業所に備えておくこと。</li> <li>保安業務を受託する販売事業者との委託契約書ないし覚書に、契約締結等の日付けの記載のないものが3件あったので、日付けを確認し早急に記載すること。</li> <li>供給開始時点検・調査の点検票に、一般消費者の住所の記載漏れやチェック漏れがあったので修正するとともに、今後実施する際には、記載漏れ等をなくすこと。</li> <li>定期供給設備点検・定期消費設備調査について、期限内に定期供給設備点検・定期消費設備調査が行われなかった一般消費者が確認されたので、速やかに委託先保安機関による点検・調査を実施するとともに、業務主任者は点検・調査が確実に実施されるよう、期限管理を徹底して行うこと。</li> <li>期限内に周知が行われなかった一般消費者が確認されたので、速やかに周知を行うとともに、業務主任者及び保安業務資格者は、期限管理等を徹底して行うこと。</li> </ul>
2	平成28年2月4日(木)	株式会社ミツウロコ	富士山小店	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自社内における他店から保安業務を委託する際の規程類が整備されておらず、また、一般消費者等の名簿についても販売店と保安機関との間で適切に管理されていなかったため、管理のあり方も含め、社内規程を整備すること。</li> <li>保安業務の結果を委託した販売事業者へ連絡する方法において、保安業務規程では45日以内(平成27年12月以前においては30日以内)に委託者に書面をもって連絡する規定となっているところ、当該記録が不明であったので、連絡した記録を適切に保存すること。</li> </ul>
3	平成28年2月17日(水)	株式会社 ジェイエー・エルピーガス 情報センター	LPガス 集中監視 センター	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>液石法第28条に基づき、保安業務を委託契約する際には、委託に係る一般消費者等の氏名及び住所等を適切に交付すること。</li> </ul>
4	平成28年3月14日(月)	東洋計器株式会社	本社	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)